

【別紙】電気需給約款（高圧）新旧対照表
 小売事業者：伊藤忠エネクス株式会社

(下線部分が変更箇所)

※主な変更点を記載しております。

旧	新
II 契約の締結	II 契約の締結
6 需給契約の申込み・成立	6 需給契約の申込み・成立
(4) 需給契約は、当社が、お客さまからの本条(1)の申込みを承諾したときに、需給契約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。	(4) 需給契約は、当社が、お客さまからの本条(1)の申込みを承諾したときに、需給契約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。 <u>なお、特段の定めがない限り、当該成立日（以下「契約年月日」といいます。）は供給開始日とします。</u>
別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とします。）からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。	別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の <u>5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間</u> に使用される電気に適用いたします。
付則 本約款は、2025年4月1日より適用する。 2010年 10月 1日制定 2011年 10月 1日改定 2012年 9月 1日改定 2012年 11月 1日改定 2013年 3月 1日改定 2014年 4月 1日改定 2016年 4月 1日改定 2017年 8月 1日改定 2018年 6月 25日改定 2018年 7月 1日改定 2019年 4月 1日改定 2019年 10月 1日改定	付則 本約款は、 <u>2025年10月1日</u> より適用する。 2010年 10月 1日制定 2011年 10月 1日改定 2012年 9月 1日改定 2012年 11月 1日改定 2013年 3月 1日改定 2014年 4月 1日改定 2016年 4月 1日改定 2017年 8月 1日改定 2018年 6月 25日改定 2018年 7月 1日改定 2019年 4月 1日改定 2019年 10月 1日改定

2020年	1月	1日改定
2020年	7月	1日改定
2022年	8月	1日改定
2023年	7月	1日改定
2023年	12月	21日改定
2024年	4月	1日改定
2024年	8月	1日改定
2025年	4月	1日改定

2020年	1月	1日改定
2020年	7月	1日改定
2022年	8月	1日改定
2023年	7月	1日改定
2023年	12月	21日改定
2024年	4月	1日改定
2024年	8月	1日改定
2025年	4月	1日改定
<u>2025年</u>	<u>10月</u>	<u>1日改定</u>